



伊予三島ロータリークラブ



No. 49
令和 6. 6. 7
第3407回



「シャインマスカットとリバーシブルマフラー」 坂田 瑞来



世界に希望を生み出そう

2023-2024年度国際ロータリー会長
Gordon R. McInally (ゴードン R. マッキナリー)

事務局 四国中央市金生町下分789-1 http://www.iyomishima-rc.jp E-mail:iyomis@iyomishima-rc.jp	四国中央商工会議所内 TEL(0896) 58-3530 FAX(0896) 58-6294
例会 金曜日 12:10~13:10 ■会長／渡邊吉和 ■幹事／別府 健	■会報委員長／村上泰史

会報委員会

副委員長 藤田 浩晃



【近年の性犯罪規定の改正について】

1 平成 29 年改正前の刑法の条文

176 条 13 歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6 月以上 10 年以下の懲役に処する。13 歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

177 条 暴行又は脅迫を用いて、13 歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、3 年以上の有期懲役に処する。13 歳未満の女子を姦淫した者も 同様とする。

※「暴行」「脅迫」の程度相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度のもの

178 条 1 項 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは、抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第 176 条の例による。

2 項 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は、心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前条（177 条）の例による。

2 令和 5 年 6 月改正後の刑法の条文

(不同意わいせつ)

第百七十六条 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乘じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。

- 一 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。
- 二 心身の障害を生じさせること又はそれがあること。
- 三 アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。
- 四 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。
- 五 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。

六 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕がくさせること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。

七 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。

八 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乘じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。

3 十六歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。
(不同意性交等)

第百七十七条 前条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乘じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であってわいせつなもの（以下この条及び第百七十九条第二項において「性交等」という。）をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期拘禁刑に処する。

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乘じて、性交等をした者も、前項と同様とする。

3 十六歳未満の者に対し、性交等をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。

第百七十八条 削除

(監護者わいせつ及び監護者性交等)

第百七十九条 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乘じてわいせつな行為をした者は、第百七十六条第一項の例による。

2 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乘じて性交等をした者は、第百七十七条第一項の例による。

(十六歳未満の者に対する面会要求等)

第百八十二条 わいせつの目的で、十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること。
- 二 拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること。

三 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求すること。

2 前項の罪を犯し、よってわいせつの目的で当該十六歳未満の者と面会をした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3 十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為（第二号に掲げる行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。）を要求した者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 性交、肛門性交又は口腔性交をする姿態をとってその映像を送信すること。

二 前号に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部（陰茎を除く。）又は物を挿入し又は挿入される姿態、性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀でん部又は胸部をいう。以下この号において同じ。）を触り又は触られる姿態、性的な部位を露出した姿態その他の姿態をとってその映像を送信すること。

※同意が成立しているかどうか

- ① 強制力がないこと
- ② 能力や年齢差などによる非対等な関係性がないこと
- ③ 意識不明や混乱によって、判断能力が弱まっている、あるいは、失われている状態ではないこと
- ④ 一つの行為への同意は、他の行為への同意を意味しない。

公訴時効期間（以前より 5 年延長）

- ① 不同意わいせつ等致傷、強盗・不同意性交等の罪 など → 20 年
- ② 不同意性交等、監護者性交等の罪 → 15 年
- ③ 不同意わいせつ、監護者わいせつ など → 12 年

第3407回

例会記録

令和6年6月7日

開会 渡邊吉和 会長

出席報告

出席会員（35名中）	24名
出席免除会員	1名
出席率	70.59%
第3405回修正出席率	100%

会長の時間

○誕生日御祝

佐藤 憲輔君（2日）、高岡 淳君（6日）
藤田 浩晃君（6日）、別府 健君（20日）
渡邊三知博君（28日）、大西 俊也君（29日）
竹本 好美様（1日）、田尾めぐみ様（7日）
渡邊由紀子様（20日）、金崎 佳子様（24日）

幹事報告

・四国中央地区防犯協会～事務局だより 6月号

例会行事

会報委員会

藤田浩晃 副委員長

ニコニコ紹介
渡邊吉和会長～

6月に入りました。会長の任務も残すところ今日を入れて4回の例会です。みなさんからの日頃の例会運営へのご協力に感謝致します。ところで、私事ですがどうとう6月16日に長女が四国中央市に彼氏をつれてきます。どんな展開になるか想像出来ませんがとりあえず楽しみたいと思っています。そういう事情ですので残念ながら16日のみゴルフのお誘いはお受け出来ませんのでよろしくお願い致します。

鈴木和範社会奉仕委員長～

先日、6月2日は海ゴミゼロウィークの清掃活動にたくさんの参加を頂き、誠にありがとうございました。総勢81名の参加でした。今後も地域のための奉仕活動として、次年度も継続していくって欲しいと思っています。ご参加いただいた皆様、本当におつかれ様でした。

誕生祝～高岡 淳君、藤田浩晃君、別府 健君、
渡邊三知博君、大西俊也君
竹本好美様、田尾めぐみ様、渡邊由紀子様、

6月21日プログラム予定
プログラム・出席委員会
(次期プログラム発表)

